

関東労働同盟會提出  
説明者 橋岡 全次郎

理由  
無利益の争議を絶つて、労働組合の陣営を強固にするに同時に必要なるは、之が戦闘資金となつて、待たれざるに於て、争議を有利に解決せしめることとなる。英國の労働組合が其の強さを誇る所以のものは、罷業基金の大なるが故であり、近頃は、同盟所屬の関東、畿内、近畿の労働組合が常に有利なる條件を確保し、益々組合員、福利を増進し、争議に於けるは、罷業基金の絶大に積立つてあるが爲めである。我が関東同盟加盟組合が、我々は、労働階級の福利を増進することを爲め、我々が関東同盟加盟組合が互に協力して各組合の陣営を強固に謀ると共に、一端争議を起すが如き場合に備へることを爲めに、罷業相互基金に加盟せられんことを切望し、本案を提出するものである。

右 決議す。

日本労働同盟関東労働同盟会第五回大会は、各加盟組合の全部が積極的に罷業相互基金に加盟せられんことを、勧告す。

(六) 團結權確立に関する決議案

関東労働同盟會本部提案  
説明者 土井 直作

理由  
團結權の確立は、労働問題解決の根本的基礎である。これなくしては、たゞに労働組合運動のみならず、一切の無産階級運動の健全なる発達を望み得られなからざるである。故に本大会は、左の決議案を満場一致可決して團結權問題の上提せらるる、第十回國際労働總會に出席の日本労働代表を激励し、併つて日本政府の反省を促すことを望むのである。これ本案を提出する所以である。

決議文

労働者の團結權確保は、労働問題解決の根本的基礎条件である。この労働者の團結權が確保せられざるに於ては、健全なる労働組合運動は、絶望的である。我が國に於ては、未だ労働組合法の制定を見ざるのみならず、たゞく、政府の立案せる労働組合法案は、其の實質に於いて労働組合取締法となれるが如き、或いは治安警察法、治安維持法、労働争議調停法、出版法等の法律、其の他の法令中に不当に労働者の言論結社の自由を